



2026 年 8 月 21 日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 柳 瀬 重 人

(コード番号：3856 東証スタンダード)

問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内 田 晋

電 話：03-6810-3028 (代 表)

**米国商務省のエチオピア迂回輸出調査及び
連結子会社 TOYO による意見書提出に関するお知らせ**

当社の連結子会社 TOYO Co.,Ltd. (以下、「TOYO」という。)は、2026 年 8 月 19 日付で中間報告書を米国 EDGAR で公表しました。この内、偶発事象として記載した「米国商務省のエチオピア迂回輸出調査及び連結子会社 TOYO による意見書提出」に関する内容について下記のとおり、お知らせします。

記

1. 偶発事象として記載した「米国商務省のエチオピア迂回輸出調査及び連結子会社 TOYO による意見書提出」の内容

2026 年 5 月 12 日、First Solar 社、Hanwha Q CELLS 社及びその他の米国の太陽光発電機器メーカーは、中国からの投入物を使用してエチオピアで完成された特定の結晶シリコン太陽光発電製品に関し、1930 年関税法第 781 条(b)に基づく国全体を対象とした迂回輸出調査の開始を求める申立てを米国商務省に行いました。この申立ては、エチオピアで生産された特定の太陽光発電製品、及びエチオピア産太陽光セルを使用して第三国で太陽光パネルに組み立てられた製品が、中国産太陽光発電製品に適用される既存の米国反ダンピング関税及び相殺関税命令を回避していると主張するものです。

TOYO は、2026 年 5 月 27 日及び同月 28 日に、輸入申告番号 8QH26007473 及び 8QH26007481 に基づく太陽光セルについて、米国税関・国境警備局 (CBP) からそれぞれ留置通知を受領しました (当社 2026 年 6 月 18 日開示「当社子会社の米国向け太陽光製品の輸出に関する一部貨物の取扱いについて」にてお知らせのとおり)。CBP は、これらの貨物がウイグル強制労働防止法 (UFLPA) の審査に関連している旨を示唆しています。留置された太陽電池の総量は約 0.094MW、金額にして 13,770US ドル相当 (約 2,203 千円) です。当該太陽電池は、TOYO 傘下のエチオピア子会社によって製造されたものです。

TOYO 及び同社の外部代理人は、強制労働の疑いで CBP に留置された貨物について、適用除外申請資料 (サプライチェーンに関する文書) を作成し、提出しました。現在、CBP は当該文書を審査中ですが、審査完了時期については示されていません。

2026 年 7 月 17 日、米国商務省は、要請のあった国全体を対象とする迂回輸出調査を正式に開始しました。この調査の対象は、(i) 中国からの部品・構成要素を使用してエチオピアで完成され、そ

の後エチオピアから米国へ輸出された太陽電池セル及びパネル並びに (ii) 中国からの部品・構成要素を使用してエチオピアで完成された太陽電池セルであり、その後、中国からの追加の投入物を使用してベトナムでパネルとして完成または組み立てられ、ベトナムから米国へ輸出されたものです。今回の調査では、当該製品が、中国製の結晶シリコン太陽電池に適用される米国の既存の反ダンピング（不当廉売）及び相殺関税命令を回避しているかどうか判断されます。

TOYO は、調査開始に先立ち、当該要請に反対する意見及び事実情報を提出しており、今後も本手続きにおいて自社の立場を積極的に主張・擁護していく方針です。

2. 今後の見通し

TOYO 及びエチオピア子会社では、当該迂回輸出に該当する製品の製造及び米国への輸出は行っていないので、その立場を積極的に主張してまいります。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上